

東日本大震災により倒壊・流失等した建物の職権 による滅失登記作業の終了について（お知らせ）

仙台法務局では、東日本大震災によって倒壊・流失等した建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、県内の被災地域において、所有者の申請によらずに登記官の職権で滅失登記を行ってまいりましたが、平成25年度末をもってこの作業が終了しましたのでお知らせします。

お問合せ

登記の目的「建物滅失登記」、登記原因・日付「平成23年3月11日震災」と記載のある通知書（はがき）に関するお問合せ先及び今回終了した建物の職権による滅失登記作業に関するお問合せ先は、次のとおりです。

仙台法務局 復興事業推進班 022-225-5662
（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）